



日本共産党平塚市議会議員団

団長 松本敏子

電話・fax 59-4607

mail@matsumoto-toshiko.jp

幹事長 高山和義

電話・fax 31 4638

k.takayama@mb.scn-net.ne.jp

渡辺敏光

電話・fax 31-6431

w-toshi@adate.plala.or.jp

日本共産党平塚市議会議員団

電話 0463 - 23 - 1111 (内線 2375)

平塚市浅間町 9 - 1 平塚市議会控室

No.1186 2012年9月9日発行

日本共産党議員団の法律相談

今回は10月13日(土)です。

午後1時から (要予約)

市議会9月定例会

総括質問が始まります

高山和義議員の質問(12日)

1 市長に問う

(1) 平塚市地域防災計画(地震災害対策計画)改訂素案について

ア 減災に向けたまちづくり

(2) 「神奈川臨調」中間意見に対する市の見解

2 住宅リフォーム助成制度の創設

3 国が進める「幼保一元化」に対する市の考えについて

渡辺敏光議員の質問(13日)

1 認第1号 決算の認定について

(1) 一般会計の歳入・歳出の状況
(2) 財政分析指数から
(3) 県内他市との比較

2 平成24年度平塚市事業仕分けについて

(1) 「仕事の点検作業」と「事業仕分け」の違い
(2) 20項目の仕分け項目の選定理由
(3) 今回の事業仕分けをどう評価しているか
(4) 事業仕分け後の今後の対応



平塚市津波浸水のDVDから



8月に行われた事業仕分けから

「平塚市墓地等の経営の許可等に関する条例」の改正案が 9月議会に提案されました

墓地等の経営の許可等に関する権限が、今年4月に県から市に移譲されることに伴い、3月に経過的な条例が策定され、今回、改めて条例改正するものです。

市内では、住宅のすぐそばに大規模な墓地建設計画が起こっており、二度とこのような事態が起こらないようにと、パブリックコメントにも多くの市民意見が寄せられました。

今回の条例改正は、そうした市民の声に応えたものになっているかが問われており、皆さんと一緒に検証していきたいと思えます。

(経営の主体) 第3条

市内に主たる事務所または従たる事務所を有する宗教法人

(改正案) 条例・規則・審査基準の追加

であって、かつその事務所が法に基づく登記をした日の翌日から起算して、墓地等経営計画協議書を提出する日までの期間が3年以上を経過し、当該期間中継続して宗教活動を行っているもの。宗教活動の定義、実績報告書の提出を盛り込む。

(事前協議) 第4条

(改正案) 条例・規則・審査基準の追加

設置費用の50%に相当する資金を有していること。かつ設置費用の一部を借り入れる場合の借入れ先は銀行法第2条第1項に規定する銀行その他規則で定める金融機関でなければならない。

(経営計画の周知) 第5条

(改正案) 規則の改正

墓地等の近隣の土地または建物の所有者、住民、学校の管理者等に対し、墓地等の経営計画の説明会を開催する範囲を現行の110mから220mに改正。

(設置場所の基準) 第10条

(改正案) 規則の改正

焼骨を埋蔵する墓地および納骨堂と人家との距離規制を50mとしていたが、学校・病院等と同様に110mと定める。

(墓地の構造設備基準) 第11条

(改正案) 条例の追加

* 便所、ゴミ集積所を追加。
* 隣接地等外部と明確に区分するため、緩衝帯となる樹木または緑地を墓地の外縁部に配置すること。

* 墳墓の敷地面積に対し割合を設ける。

(改正案) 規則・審査基準の追加

* ゴミ集積所の形態を定める。
* 緩衝帯は墓地面積が3000平方メートル未満は1m、3000平方メートル以上1万平方メートル未満は2m、1万平方メートル以上は5m。

* 駐車場の規模は、墓地面積1万平方メートル未満は墳墓の区画数の8%、1万平方メートル以上は区画数の10%とし、車いす利用者の駐車区画数もその中に入れる。

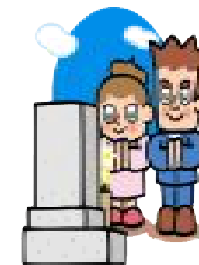
* 墳墓を設ける敷地面積は、墓地全体の3分の1以下とする。

(立入調査) 第20条として

(改正案) 条例・規則の追加

* 条例の施行に必要な限度において、職員に墓地または納骨堂に立ち入らせ、当該施設・帳簿・書類その他必要な物件を調査させることができる。

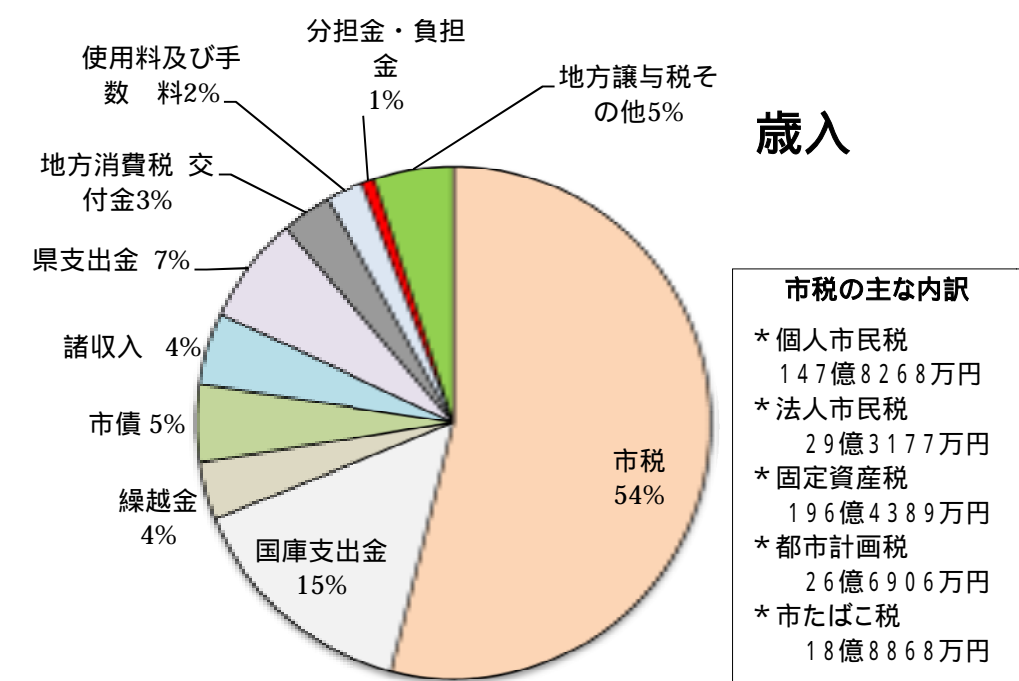
* 職員の身分を示す証明書の様式を定める。



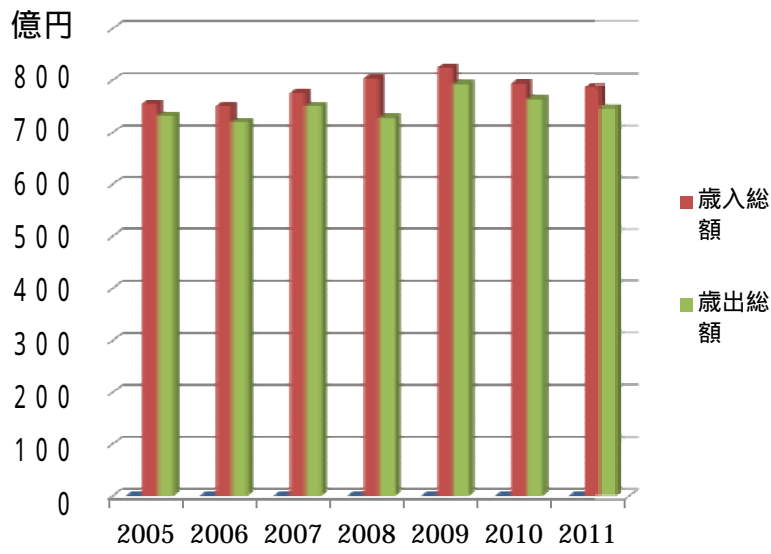
2011年度一般会計歳出は747億1290万円 市民一人当たり29万1065円の支出

一般会計の概要	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
歳入総額	75,511,608	75,059,934	77,571,356	80,366,687	82,431,201	79,287,766	78,629,474
歳出総額	73,187,848	72,000,731	75,049,733	72,792,338	79,220,677	76,456,048	74,712,902
形式収支	2,323,760	3,059,203	2,251,623	7,574,349	3,210,524	2,831,718	3,916,572
翌年度財源	226,642	129,414	826,516	4,529,121	560,773	274,064	968,641
実質収支	2,097,118	2,929,789	1,695,107	3,045,228	2,649,751	2,557,654	2,947,931
単年度収支	-216,077	832,671	-1,234,682	1,350,121	-395,477	-92,097	390,277
積立金	500	501,000	305,500	420,000	6,653	1,043,005	716,434
実質単年度収支	-215,577	1,333,671	-929,182	1,770,121	-818,824	950,908	1,106,711

2011年度一般会計歳入は786億2947万4千円



歳入・歳出総額の推移



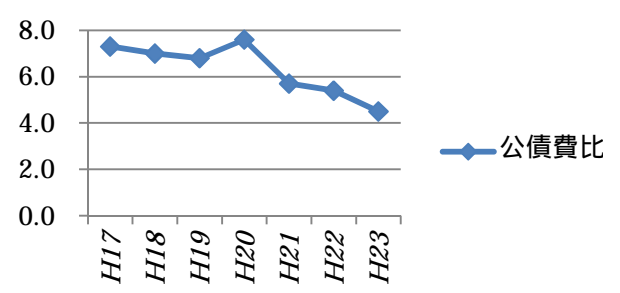
2011年度平塚市一般会計の歳入総額は、前年度に比べ0.8%の減少。歳出は前年度比2.3%の減少となりました。
公債費比率 = 10%を超えないことが望ましいとされていますが、H23年度は4.5になりました。(斜め左下を参照)

地方債現在高(借金) 一般会計決算では468億122万円となり、前年比3億4528万円の減少。(下の表を参照)
 特別会計の市債残高は、593億5877万1千円。そのうちの下水道事業の市債残高は578億8727万1千円となり、前年比26億8652万余円の減となりました。

積立金現在高は148億3823万5千円、そのうち財政調整基金(財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。)は7億1600万円余増額されています。

年度	H20	H21	H22	H23
積立金現在高	14,000,329	13,921,209	14,984,087	14,838,235
うち財政調整基金	4,702,860	4,279,513	5,322,518	6,038,952
地方債現在高	46,197,681	47,564,027	47,146,501	46,801,220

公債費比率



2011年度一般会計歳出は747億1290万円

